

個人情報ファイル簿（単票）

【企画課・政策推進係】

個人情報ファイルの名称	市民活動調査アンケート対象者リスト	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	政策企画部企画課	
個人情報ファイルの利用目的	市民活動調査関係の事務を行うために利用する。	
記録項目	1 対象者氏名、2 郵便番号、3 住所	
記録範囲	市民活動調査アンケートの対象者	
記録情報の収集方法	住民基本台帳システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 館林市政策企画部企画課	
	(所在地) 〒374-8501 館林市城町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年1月20日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】税務課 市民税係

個人情報ファイルの名称	基幹業務システム 個人住民税ユニット
行政機関等の名称	館林市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	政策企画部税務課
個人情報ファイルの利用目的	個人住民税の課税業務及び各種証明書の交付のため
記録項目	1 課税年度、2 宛名番号、3 個人番号、4 世帯番号、5 台帳番号、6 賦課期日時点の本人情報（住所・氏名・カナ氏名・生年月日・性別・世帯主との続柄）、7 住民基本台帳上の本人情報（住所・氏名・カナ氏名・通称名）、8 電話番号、9 住民状態（在住/転出/死亡 等）、10 生活保護受給状況、11 本人要件区分（障害者/未成年者/寡婦/ひとり親）、12 障害者手帳種別及び等級、13 障害者控除対象者認定の有無及び区分、14 配偶者情報（宛名番号・個人番号・住所・氏名・カナ氏名・生年月日・障害程度・合計所得金額・同居別居の別）、15 扶養親族情報（宛名番号・個人番号・住所・氏名・カナ氏名・障害程度・合計所得金額・同居別居の別）、16 専従主又は専従者の情報（青色白色の別・宛名番号・個人番号・住所・氏名・カナ氏名・給与支払額）、17 子の総所得金額等（ひとり親控除関連）、18 地方税法第 297 条第 3 項により他の市町村から市町村民税を課されている者の住所及び課税団体名、19 課税異動処理情報（年月日・事由）、20 特別徴収義務者情報（指定番号・名称・カナ名称・所在地・個人番号又は法人番号・電話番号）、21 特別徴収納税義務者情報（整理番号・受給者番号）、22 保有課税資料種別、23 課税資料記載内容（給与支払報告書等・年金支払報告書・所得税確定申告書等・市県民税申告書・支払調書）、24 合計所得金額、25 総所得金額等、26 年税額、27 徴収区分別税額及び期割額、28 控除不足額、29 配当割及び株式等譲渡割還付充当未済額、30 申告不要譲渡所得額、31 課税証明書等発行不可期間及びその理由、32 納税通知書送付先住所、33 納税管理人又は承継人情報（業務名・宛名番号・住民状態・氏名・カナ氏名・住所・生年月日・性別）、34 事業所所在地（事業所課税の場合）、35 家屋敷所在地（家屋敷課税の場合）
記録範囲	賦課期日において本市の住民基本台帳に記載されている者及び市内在住者並びに関係者（親族、給与等支払者、特別徴収義務者、関与税理士）、市内に事業所又は家屋敷を所有する個人
記録情報の収集方法	税の申告書及び法定調書（国税関係資料を含む）、住民基本台帳、徴税吏員による調査
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	納税課、税務署
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）館林市総務部行政課
	（所在地）〒374-8501 館林市城町 1 番 1 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 1 月 2 4 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】税務課 市民税係

個人情報ファイルの名称	基幹業務システム 軽自動車税ユニット	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	政策企画部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	軽自動車税（種別割）の課税業務のため 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付のため	
記録項目	1 課税年度、2 車両所有者情報（宛名番号・世帯番号・カナ氏名・氏名・生年月日・性別・住民状態・電話番号・住所・口座情報）、3 車両使用者情報（宛名番号・世帯番号・カナ氏名・氏名・生年月日・性別・住民状態・住所・口座情報）、4 定置場情報、5 課税情報（納付額・納期限・領収日・延滞金の有無・減免の有無）、6 課税変更履歴及び事由（課税取消等）、7 車両情報（車種・排気量・標識番号・初度検査年月・車名・型式・車台番号・燃料の種類・型式認定番号・原動機型式）、8 車両取得日、9 付情報（受付日・受付窓口）、10 減免情報（減免区分・減免申請受付日・対象車両を運転する者の氏名及び住所）	
記録範囲	軽自動車等所有者及び使用者	
記録情報の収集方法	軽自動車税（種別割）申告（報告）書、廃車申告書及び減免申請書、軽OSS	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	納税課、軽JNK S	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）館林市総務部行政課	
	（所在地）〒374-8501 館林市城町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

作成日（最終修正日）：令和5年1月24日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】税務課 市民税係

個人情報ファイルの名称	基幹業務システム 法人住民税ユニット	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	政策企画部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	法人住民税の課税業務及び各種証明書の交付のため	
記録項目	1 法人情報（管理番号・宛名番号・法人番号・法人名称・住所・設立年月日・事業年度・出資金・積立金・資本金等・従業者数ほか）、2 代表者情報（氏名・カナ氏名）、3 関与税理士情報（税理士コード・住所・氏名・カナ氏名・事務所名・電話番号）	
記録範囲	地方税法第294条第1項第3号及び第4号、第7項並びに第8項の定めによる納税義務者（ただし、同法第296条第1項第1号に列挙される公共法人を除く）	
記録情報の収集方法	税の申告書等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	納税課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）館林市総務部行政課	
	（所在地）〒374-8501 館林市城町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年1月24日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】税務課 資産税係

個人情報ファイルの名称	固定資産税・都市計画税課税台帳システム		
行政機関等の名称	館林市長		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	政策企画部税務課		
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税・都市計画税の課税業務のため		
記録項目	1 所有者情報（氏名、住所、性別、生年月日、税額、評価額、課税標準額、死亡日、相続人、被相続人、共有者、所有者コード、送付先、納税管理人）、2 土地情報（所在地、都市計画区域区分、登記地目、現況地目、登記地積、現況地積、税額、評価額、課税標準額、正面路線価格、住非区分、小規模住宅地積、非住宅地積、減免の有無、非課税の有無、軽減の有無、減免税額、軽減税額、異動事由、異動年月日）、3 家屋情報（所在地、棟番号、家屋番号、都市計画区域区分、用途、種類、構造、屋根、階層、床面積、税額、評価額、再建築費評点数、建築年、軽減の終年、軽減対象床面積、軽減対象額、課税標準額、減免の有無、非課税の有無、軽減の有無、減免税額、軽減税額、異動事由、異動年月日）、4 償却資産情報（事業種目、事業開始年度、応答者、税理士、短縮耐用年数の承認の有無、増加償却の届出の有無、非課税該当資産の有無、課税標準の特例の有無、特別償却又は圧縮記帳の有無、税務会計上の償却方法、青色申告の有無、借用資産の有無、家屋所有区分、資産の種類、資産の名称、数量、取得年月、取得価額、耐用年数、決定価額、特例の終年、課税標準額）		
記録範囲	納税義務者		
記録情報の収集方法	本人、法務局、実地調査、官公署への協力要請		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	税務署・各都道府県税事務所・各市町村税務関係課		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）館林市総務部行政課		
	（所在地）〒374-8501 館林市城町1番1号		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）	
	政令第21条第7項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし		

行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

作成日（最終修正日）：令和6年5月13日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】税務課 資産税係

個人情報ファイルの名称	館林市統合型 GIS	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	政策企画部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税・都市計画税の課税業務のため	
記録項目	1 所有者情報（住所、氏名、所有者コード）、2 土地情報（所在地、現況地目、登記地目、小規模住宅地積、一般住宅地積、非住宅地積、異動事由、用途区分）、3 家屋情報（所在地、家屋番号、種類、用途、構造、屋根、階層、床面積、建築年、異動事由）、4 航空写真	
記録範囲	納税義務者	
記録情報の収集方法	納税義務者、法務局	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	裁判所	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 館林市総務部行政課	
	(所在地) 〒374-8501 館林市城町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 1 月 2 4 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】税務課 資産税係

個人情報ファイルの名称	登記済通知書	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	政策企画部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税・都市計画税の課税業務のため	
記録項目	1 所在、2 地目、3 地積、4 権利者氏名、5 権利者住所、6 義務者氏名、7 義務者住所、8 床面積、9 構造	
記録範囲	登記した者	
記録情報の収集方法	法務局	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	GIS 委託先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 館林市総務部行政課	
	(所在地) 〒374-8501 館林市城町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 6 年 5 月 13 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】税務課 資産税係

個人情報ファイルの名称	家屋図面台帳	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	政策企画部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税・都市計画税の課税業務のため	
記録項目	1 所在地、2 所有者住所、3 所有者氏名、4 構造、5 階層、6 用途、7 床面積、8 建築年月	
記録範囲	館林市内に家屋を所有する者	
記録情報の収集方法	本人、現地調査、法務局	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	裁判所	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 館林市総務部行政課	
	(所在地) 〒374-8501 館林市城町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年1月24日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】 税務課 資産税係

個人情報ファイルの名称	家屋評価システム	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	政策企画部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	家屋評価業務のため	
記録項目	1 家屋所在地、2 所有者氏名、3 所有者住所、4 所有者コード、5 種類、6 構造、7 屋根、8 床面積、9 異動事由、10 軽減の有無、11 特例の有無、12 家屋図面	
記録範囲	納税義務者	
記録情報の収集方法	法務局、現地調査	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	裁判所	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 館林市総務部行政課	
	(所在地) 〒374-8501 館林市城町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	

備考	
----	--

作成日（最終修正日）：令和5年1月24日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】税務課 資産税係

個人情報ファイルの名称	和紙異動済通知書	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	政策企画部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税・都市計画税の課税業務のため	
記録項目	1 所在、2 地目、3 地積、4 権利者氏名、5 権利者住所、6 義務者氏名、7 義務者住所、8 床面積、9 構造	
記録範囲	納税義務者	
記録情報の収集方法	法務局	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 館林市総務部行政課	
	(所在地) 〒374-8501 館林市城町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年1月24日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】納税課・収納係

個人情報ファイルの名称	口座振替受付表	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	政策企画部納税課	
個人情報ファイルの利用目的	市税等の口座振替事務を行うため	
記録項目	1 種類、2 宛名番号、3 課税対象者、4 受付日、5 金融機関、6 支店、7 名義人、8 金融機関送付日、9 開始通知発送日、10 登録事由	
記録範囲	市税等の口座振替を依頼した者	
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム等、金融機関	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 館林市総務部行政課	
	(所在地) 〒374-8501 館林市城町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 1 月 3 0 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】納税課・収納係

個人情報ファイルの名称	口座情報管理	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	政策企画部納税課	
個人情報ファイルの利用目的	市税等の収納事務を行うため	
記録項目	1 宛名番号、2 郵便番号、3 性別、4 生年月日、5 住所方書、6 住民状態、7 漢字氏名、8 カナ氏名、9 口座情報（業務区分、用途区分、金融機関名、金融機関コード、支店名、支店コード、口座種別、口座番号、名義人漢字、名義人カナ、異動事由、納付区分、入力日、受付日）	
記録範囲	市税等の納税義務者	
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム等、金融機関	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）館林市総務部行政課	
	（所在地）〒374-8501 館林市城町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考	G. B e _Uユニット	

作成日（最終修正日）：令和 5 年 1 月 3 0 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】納税課・収納係

個人情報ファイルの名称	差押・交付要求見出表	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	政策企画部納税課	
個人情報ファイルの利用目的	差押及び交付要求を管理するため	
記録項目	1 通番、2 個人コード、3 氏名、4 処分（差押、差押解除、参加差押、参加差押解除、交付要求、交付要求解除）	
記録範囲	差押又は交付要求をした者	
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム等、金融機関、法務局、保険会社、勤務先、日本年金機構、裁判所	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）館林市総務部行政課	
	（所在地）〒374-8501 館林市城町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☒ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年1月30日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】 納税課・収納係

個人情報ファイルの名称	差押一覧	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	政策企画部納税課	
個人情報ファイルの利用目的	差押を管理するため	
記録項目	1 個人コード、2 氏名（名称）、3 フリガナ、4 住所、5 処分年月日、6 処分（内訳、種別）、7 差押対象税額内訳（市県民税、固定資産税都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税）、8 取立方法、9 取立日、10 取立金額、11 換価充当先内訳（市県民税、固定資産税都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税）、12 完納フラグ、13 解除年月日、14 解除理由	
記録範囲	差押をした者	
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム等、金融機関、法務局、保険会社、勤務先、日本年金機構	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） 館林市総務部行政課	
	（所在地） 〒374-8501 館林市城町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 1 月 3 0 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】納税課・収納係

個人情報ファイルの名称	滞納者状況照会	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	政策企画部納税課	
個人情報ファイルの利用目的	市税等の徴収事務を行うため	
記録項目	1 宛名番号、2 世帯番号、3 続柄、4 電話番号、5 生年月日、6 性別、7 年齢、8 異動日、9 異動事由、10 住民登録、11 郵便番号、12 住所方書、13 漢字氏名、14 カナ氏名、15 保険証区分、16 年別情報（調定年度、賦課年度、科目、調定額、納付額、未納額、延滞未納額、滞納額）、17 期別情報（期、納期限、調定額、収入金額、領収年月日、収納年月日、納付方法、回数、未納額、延滞金未納額、過誤納額、還付通知額、納付延滞金、法人税割額、納付法人税割額、均等割額、納付均等割額、時効起算日、中断事由、消滅時効日、義務消滅日、督促発送日、催告発送日）、18 処分明細情報（年度、科目、期別、調定額、納付額、未納額、延滞金、処分事項、処分物件、延滞、納期限、法定納期限、処分日、財産種類、財産内容、処分時本税未納額、処分時延滞金未納額、許可年月日、開始年月日、終了年月日、月数）	
記録範囲	市税等の納税義務者	
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム等、官公署、金融機関、法務局、保険会社、勤務先、裁判所	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	官公署	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）館林市総務部行政課 （所在地）〒374-8501 館林市城町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考	G. B e _Uユニット	

作成日（最終修正日）：令和 5 年 1 月 3 0 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】 出納室・出納係

個人情報ファイルの名称	財務会計システムにおける債権者登録（業者テーブル）	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	出納室	
個人情報ファイルの利用目的	収入・支出事務を行うため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 振込先、5 生年月日、6 個人番号	
記録範囲	当市より支払いが行われる者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） 館林市出納室	
	（所在地） 〒374-8501 館林市城町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年1月24日

個人情報ファイルの名称	地縁団体認可台帳	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部行政課	
個人情報ファイルの利用目的	地縁団体の認可に関する事務	
記録項目	1 住所、2 氏名	
記録範囲	地縁団体の構成員	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 館林市総務部行政課	
	(所在地) 〒374-8501 館林市城町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

個人情報ファイル簿（単票）

【安全安心課・交通防犯係】

個人情報ファイルの名称	タクシー券交付台帳	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部安全安心課	
個人情報ファイルの利用目的	高齢者通院等タクシー券交付のため	
記録項目	1 住民基本台帳情報（氏名、住所、性別、生年月日） 2 福祉情報（要支援・要介護認定、障がいの有無）	
記録範囲	毎年度3月31日時点で70歳以上の市内在住高齢者	
記録情報の収集方法	住民基本台帳システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）館林市総務部安全安心課	
	（所在地）〒374-8501 館林市城町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年4月1日

個人情報ファイル簿（単票）

【安全安心課・交通防犯係】

個人情報ファイルの名称	高齢者通院等タクシー利用券申請書	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部安全安心課	
個人情報ファイルの利用目的	高齢者通院等タクシー券交付のため	
記録項目	1 住所、2 氏名、3、性別、4 電話番号	
記録範囲	市内居住の70歳以上及び70歳到達予定者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 館林市総務部安全安心課	
	(所在地) 〒374-8501 館林市城町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年4月1日

個人情報ファイル簿（単票）

【安全安心課・危機管理・国土強靱化係】

個人情報ファイルの名称	被災者支援システム	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部安全安心課	
個人情報ファイルの利用目的	災害時に罹災証明書の発行を行うため	
記録項目	1 住民基本台帳情報（カナ氏名、氏名、性別、住所、生年月日）	
記録範囲	罹災証明書発行申請者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）館林市総務部安全安心課	
	（所在地）〒374-8501 館林市城町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年4月1日

個人情報ファイル簿（単票）

【安全安心課・危機管理・国土強靱化係】

個人情報ファイルの名称	避難行動要支援者名簿	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部安全安心課	
個人情報ファイルの利用目的	避難行動要支援者名簿作成のため	
記録項目	住民基本台帳情報（氏名、カナ氏名、性別、年齢、住所、生年月日、相談支援事業所、計画事業者、手帳等級、障害）	
記録範囲	要介護度 3、4、5 視覚障がい、上肢機能障がい 1、2 級 下肢機能障がい、体幹機能障がい、1、2、3 級 視覚障がい 2 級 知的障がい A 1、A 2、A 3、A 重、A 中 精神障がい 1、2 かつ実質単身世帯	
記録情報の収集方法	住民基本台帳システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）館林市総務部安全安心課	
	（所在地）〒374-8501 館林市城町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 4 月 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】 契約検査課・契約検査係

個人情報ファイルの名称	契約検査事務管理システム	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部契約検査課	
個人情報ファイルの利用目的	入札契約事務を行うため	
記録項目	1 業者情報（業者名、代表者職名、代表者氏名、電話番号、所在地）、2 委任の状況（営業所名、受任者職名、受任者氏名、電話番号、所在地）、3 営業内容（担当者名、担当電話番号、担当 FAX、E メール、売上高、資本金、自己資本、従業員数、ISO 取得、営業年数）、4 希望業種、5 直近 2 年間の年間平均受注高、6 級別格付け数値	
記録範囲	競争入札参加資格登録者、小規模契約希望者	
記録情報の収集方法	群馬県 CALS/EC 市町村推進協議会、本人、代理人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）館林市総務部契約検査課	
	（所在地）〒374-8501 館林市城町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 1 月 1 9 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】市民課・交付申請係

個人情報ファイルの名称	G. Be_U（住民基本台帳システム）	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民環境部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	住民基本台帳事務における登録や異動等のため	
記録項目	1 住所、2 住民票コード、3 個人番号、4 生年月日、5 性別、6 氏名、7 通称、8 本籍、9 筆頭者、10 続柄、11 前住所、12 世帯主、13 電話番号、14 メールアドレス、15 30 条 45 規定区分、16 在留資格、17 在留期間等満了、18 国籍・地域、19 在留期間、20 在留カード等番号	
記録範囲	住民登録のある者、以前住民登録があった者	
記録情報の収集方法	届出者	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	G. Be_U 使用各課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）館林市行政課	
	（所在地）〒374-8501 館林市城町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	住民基本台帳法第14条第1項及び同条第2項	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和6年5月22日

個人情報ファイル簿（単票）

【市民課・交付申請係】

個人情報ファイルの名称	個人番号カード再交付受付簿	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民環境部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	個人番号カード交付事務における再交付時に確認するため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 性別、5 電話番号、6 遺失物届受理番号、7 本人確認書類（運転免許証等）の写し	
記録範囲	申請者	
記録情報の収集方法	申請者本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 館林市行政課	
	(所在地) 〒374-8501 館林市城町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☒ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）： 令和6年5月17日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】市民課・戸籍係

個人情報ファイルの名称	戸籍総合システム	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民環境部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	戸籍の届出や異動に関する事務を行うため	
記録項目	1 本籍地、2 筆頭者、3 氏名、4 生年月日、5 父母氏名、6 続柄、7 戸籍事項、8 身分事項、9 届出人氏名、10 住所	
記録範囲	本籍を有する者、事件本人、届出人	
記録情報の収集方法	届出人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	自治体、法務局	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 館林市行政課	
	(所在地) 〒374-8501 群馬県館林市城町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	戸籍法第113条～第117条	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和6年5月22日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】地球環境課・環境保全係

個人情報ファイルの名称	狂犬病予防管理システム	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民環境部 地球環境課 環境保全係	
個人情報ファイルの利用目的	狂犬病予防法に基づく犬原簿の管理のため	
記録項目	1 登録（鑑札）番号、2 登録年月日、3 交付区分、4 所有者住所、5 所有者氏名、6 電話番号、7 犬の名前、8 犬の種類、9 犬の生年月日、10 犬の性別、11 犬の毛色、12 マイクロチップの有無、13 予防注射の接種記録	
記録範囲	犬の所有者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	（株）ナブアシスト ※狂犬病予防法管理システム提供会社	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）館林市総務部行政課法規統計係	
	（所在地）〒374-8501 館林市城町 1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 1 月 16 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】地球環境課・環境保全係

個人情報ファイルの名称	浄化槽一覧表	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民環境部 地球環境課 環境保全係	
個人情報ファイルの利用目的	汚水処理人口の普及状況に係る調査における基礎データ、浄化槽法に基づく単独処理浄化槽の転換促進に係る基礎データ及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づく生活排水処理計画の見直しに係る基礎データとするため。	
記録項目	当市内に設置されている浄化槽の以下のデータ 1 設置場所の住所、2 管理者（設置者）の住所・氏名、3 設置年月日・使用開始年月日、4 単独処理浄化槽・合併処理浄化槽の別、5 処理対象人員（人槽）、6 処理方式、7 建物用途、8 放流先	
記録範囲	浄化槽の設置者、管理者	
記録情報の収集方法	群馬県東部環境事務所から CD-R で提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）館林市総務部行政課法規統計係	
	（所在地）〒374-8501 館林市城町 1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 1 月 16 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】地球環境課・環境保全係

個人情報ファイルの名称	苦情台帳（雑草）	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民環境部 地球環境課 環境保全係	
個人情報ファイルの利用目的	苦情対応に係る参考資料とするため	
記録項目	1 苦情者、所有者氏名、2 苦情者、所有者住所、3 原因番地、4 電話番号	
記録範囲	苦情者、土地所有者	
記録情報の収集方法	本人、登記簿	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）館林市総務部行政課法規統計係	
	（所在地）〒374-8501 館林市城町 1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 6 年 5 月 2 4 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】地球環境課・環境保全係

個人情報ファイルの名称	浄化槽維持管理費補助台帳	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民環境部 地球環境課 環境保全係	
個人情報ファイルの利用目的	浄化槽維持管理費補助事務及び清掃実績確認のため	
記録項目	1 設置場所の住所、2 管理者（設置者）の住所・氏名、3 電話番号、4 補助金の振込先情報、5 清掃業者	
記録範囲	申請者本人、清掃業者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）館林市総務部行政課法規統計係	
	（所在地）〒374-8501 館林市城町 1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 6 年 5 月 2 4 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】社会福祉課社会係

個人情報ファイルの名称	日本赤十字社個人会費納入者領収証	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉部社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	日本赤十字社個人会費納入者の管理のため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 個人会費納入金額	
記録範囲	日本赤十字社個人会費納入者	
記録情報の収集方法	本人、行政区	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 館林市社会福祉課	
	(所在地) 〒374-8501 群馬県館林市城町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 6 年 4 月 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【社会福祉課・障がい福祉係】

個人情報ファイルの名称	障がい福祉サービス個人台帳簿	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉部 社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	介護給付費等の支給に関する事務を行うため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 電話番号、5 個人番号、6 課税状況、7 障害者手帳番号	
記録範囲	申請者及びその家族	
記録情報の収集方法	本人又は代理人、住民基本台帳システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 館林市保健福祉部社会福祉課	
	(所在地) 〒374-8501 館林市城町 1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 1 月 1 9 日

個人情報ファイル簿（単票）

【社会福祉課・障がい福祉係】

個人情報ファイルの名称	精神通院データ	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉部 社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	自立支援医療（精神通院）の支給認定事務を行うため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 電話番号、5 個人番号、6 課税状況、7 通院医療機関、8 保険証番号	
記録範囲	申請者及びその家族	
記録情報の収集方法	本人又は代理人、住民基本台帳システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）館林市保健福祉部社会福祉課	
	（所在地）〒374-8501 館林市城町 1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 1 月 1 9 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】社会福祉課保護係

個人情報ファイルの名称	生活保護台帳	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉部社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	保護決定、保護金品の支給等に関する事務を行うため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 性別、4 電話番号、5 生年月日、6 本籍、7 続柄、8 世帯員状況、9 個人番号、10 前住所地、11 通知先、12 障害、13 財産状況、14 収入、15 公的扶助、16 保護開始年月日、17 保護停廃止年月日、18 家賃額、19 勤労状況、20 他法、21 扶養義務状況、22 担当民生委員、23 生活保護費支給額、24 生活保護費支払状況	
記録範囲	生活保護受給対象者（停廃止者含む）	
記録情報の収集方法	本人及び同意に基づく調査	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）館林市社会福祉課 （所在地）〒374-8501 群馬県館林市城町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	☒ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和6年8月28日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】社会福祉課保護係

個人情報ファイルの名称	介護券交付処理簿	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉部社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	生活保護者の介護券交付状況を管理するため	
記録項目	1 受給者番号、2 交付年月日、3 受給月、4 世帯員番号、5 受給者氏名、6 保険者番号・被保険者番号、7 住所、8 介護機関名・指定介護機関コード、9 サービス種類、10 単・併、11 有効期間、12 本人支払額、13 交付職員印、14 備考	
記録範囲	介護券を交付した生活保護者	
記録情報の収集方法	本人、介護機関	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 館林市社会福祉課 (所在地) 〒374-8501 群馬県館林市城町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和6年8月28日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】社会福祉課保護係

個人情報ファイルの名称	(医療) 要否意見書発行一覧表	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉部社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	医療要否意見書発行に関する事務	
記録項目	1 世帯員番号、2 地区名、3 氏名、4 生年、5 性別、6 医療機関コード、7 医療機関名、8 意見書種類、9 種別、10 単併、11 交付番号	
記録範囲	要否意見書発行した生活保護者	
記録情報の収集方法	指定医療機関（病院）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	群馬県健康福祉部健康福祉課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 館林市社会福祉課	
	(所在地) 〒374-8501 群馬県館林市城町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年1月17日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】社会福祉課保護係

個人情報ファイルの名称	意見書回収済み一覧表	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉部社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	医療要否意見書発行に関する事務	
記録項目	1 世帯員番号、2 氏名、3 生年、4 性別、5 地区名、6 医療機関コード、7 医療機関名、8 意見書種類、9 種別、10 発行年月、11 有効期間、12 単併、13 社保、14 他法、15 後保、16 発行年月日、17 発行番号、18 回収年月日	
記録範囲	要否意見書発行した生活保護者	
記録情報の収集方法	指定医療機関（病院）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	群馬県健康福祉部健康福祉課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）館林市社会福祉課	
	（所在地）〒374-8501 群馬県館林市城町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☒ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年1月17日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】社会福祉課保護係

個人情報ファイルの名称	給付券発券一覧表	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉部社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	給付券発行に関する事務	
記録項目	1 世帯員番号、2 地区名、3 氏名、4 生年、5 性別、6 医療機関コード、7 医療機関名、8 種別、9 単併、10 本人支払額、11 発行月、12 有効期間、13 開廃年月日、14 社保、15 他法、16 後保、17 病類、18 受給者番号	
記録範囲	給付券を発行した生活保護者	
記録情報の収集方法	指定医療機関（病院）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	群馬県健康福祉部健康福祉課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）館林市社会福祉課	
	（所在地）〒374-8501 群馬県館林市城町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☒ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年1月17日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】社会福祉課保護係

個人情報ファイルの名称	医療券交付処理簿	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉部社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	医療券発行に関する事務	
記録項目	1 受給者番号、2 交付年月日、3 診療月、4 ケース番号、5 受給者氏名、6 居住町村名、7 受療機関名、8 診療別、9 単給・併用、10 単給・併給、11 有効期間、12 本人支払額、13 交付方法、14 交付職員印、15 記名欄、16 備考	
記録範囲	医療券を発行した生活保護者	
記録情報の収集方法	指定医療機関（病院）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	群馬県健康福祉部健康福祉課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）館林市社会福祉課	
	（所在地）〒374-8501 群馬県館林市城町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☒ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年1月17日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】社会福祉課保護係

個人情報ファイルの名称	嘱託医審査分一覧表	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉部社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	医療要否意見書に関する事務	
記録項目	1 照会番号、2 番号、3 患者氏名、4 指定医療機関名、5 種別	
記録範囲	嘱託医に審査を依頼した生活保護者	
記録情報の収集方法	指定医療機関（病院）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	群馬県健康福祉部健康福祉課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）館林市社会福祉課	
	（所在地）〒374-8501 群馬県館林市城町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☒ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和6年4月1日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】社会福祉課社会係

個人情報ファイルの名称	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給台帳	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉部社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務を行うため	
記録項目	1 給付対象者情報（氏名、個人番号、前回給付金給付情報、生年月日）2 住所、3 電話番号、4 給付対象者課税状況 5 世帯員氏名、6 世帯員課税状況、7 銀行口座	
記録範囲	給付対象者本人、給付対象者と同一世帯世帯員	
記録情報の収集方法	本人又は代理人、住民基本台帳システム、住民情報等システム（個人住民税）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）館林市保健福祉部社会福祉課	
	（所在地）〒374-8501 館林市城町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和6年8月28日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】社会福祉課社会係

個人情報ファイルの名称	物価高騰対応給付金（均等割のみ課税給付）支給台帳	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉部社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	物価高騰対応給付金（均等割のみ課税給付）の支給に関する事務を行うため	
記録項目	1 給付対象者情報（氏名、個人番号、前回給付金給付情報、生年月日）2 住所、3 電話番号、4 給付対象者課税状況 5 世帯員氏名、6 世帯員課税状況、7 銀行口座	
記録範囲	給付対象者本人、給付対象者と同一世帯世帯員	
記録情報の収集方法	本人又は代理人、住民基本台帳システム、住民情報等システム（個人住民税）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）館林市保健福祉部社会福祉課	
	（所在地）〒374-8501 館林市城町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和6年8月28日

個人情報ファイル簿（単票）

【高齢者支援課・高齢者支援係】

個人情報ファイルの名称	避難行動要支援者台帳	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉部高齢者支援課	
個人情報ファイルの利用目的	避難支援、安否確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から守るため	
記録項目	（対象者）1 氏名、2 年齢、3 生年月日、4 性別、5 住所、6 電話番号 （緊急連絡先）親族：7 住所、8 電話番号、9 氏名、10 対象者との続柄、親族以外：11 住所、12 電話番号、13 氏名、14 対象者との続柄	
記録範囲	ひとり暮らし高齢者調査対象者のうち、台帳登録に同意をした者	
記録情報の収集方法	本人又は代理人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	（必要に応じて） 庁内関係部署、館林地区消防組合、館林警察署、各医療機関、地域包括支援センター、社会福祉協議会、地域組織等	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）館林市総務部行政課	
	（所在地）〒374-8501 館林市城町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和6年3月27日

個人情報ファイル簿（単票）

【高齢者支援課・高齢者支援係】

個人情報ファイルの名称	ひとり暮らし高齢者調査票	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉部高齢者支援課	
個人情報ファイルの利用目的	ひとり暮らし高齢者調査のため	
記録項目	（対象者）1 氏名、2 年齢、3 生年月日、4 性別、5 住所、6 電話番号 （緊急連絡先）親族：7 住所、8 電話番号、9 氏名、10 対象者との続柄、親族以外：11 住所、12 電話番号、13 氏名、14 対象者との続柄	
記録範囲	市内 70 歳以上のひとり暮らし高齢者	
記録情報の収集方法	本人又は代理人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	（必要に応じて） 庁内関係部署、館林地区消防組合、館林警察署、各医療機関、地域包括支援センター、社会福祉協議会、地域組織等	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）館林市総務部行政課	
	（所在地）〒374-8501 館林市城町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 6 年 3 月 2 7 日

個人情報ファイル簿（単票）

【介護保険課・介護保険係】

個人情報ファイルの名称	介護保険事務処理システム（Reams）	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉部介護保険課	
個人情報ファイルの利用目的	介護保険料賦課徴収事務を行うため	
記録項目	1 被保険者番号、2 住所、3 氏名、4 性別、5 生年月日・年齢、6 電話番号、7 世帯状況、8 認定情報、9 所得情報、10 保険料賦課情報、11 納付状況、12 公的扶助、13 口座情報	
記録範囲	64歳以上の被保険者	
記録情報の収集方法	本人以外から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）館林市保健福祉部介護保険課	
	（所在地）〒374-8501 群馬県館林市城町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考	—	

作成日（最終修正日）：令和5年1月20日

個人情報ファイル簿（単票）

【介護保険課・介護保険係】

個人情報ファイルの名称	介護保険事務処理システム（Reams）	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉部介護保険課	
個人情報ファイルの利用目的	介護保険資格及び給付管理事務を行うため	
記録項目	1 被保険者番号、2 住所、3 氏名、4 性別、5 生年月日・年齢、6 電話番号、7 世帯状況、8 認定情報、9 保険給付情報、10 所得情報、11 納付状況、12 公的扶助、13 口座情報	
記録範囲	40歳以上の被保険者	
記録情報の収集方法	本人以外から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）館林市保健福祉部介護保険課	
	（所在地）〒374-8501 群馬県館林市城町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考	—	

作成日（最終修正日）：令和5年1月20日

個人情報ファイル簿（単票）

【介護保険課・調査認定係】

個人情報ファイルの名称	介護保険認定審査会システム（MCWEL）	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉部介護保険課	
個人情報ファイルの利用目的	介護保険要介護・要支援認定事務を行うため及び適切な介護サービス利用のため	
記録項目	1 要介護認定対象者（被保険者）情報、2 申請情報、3 訪問調査情報、4 意見書情報、5 審査情報、6 認定情報	
記録範囲	65 歳以上の要介護及び要支援認定申請者、40 歳以上 64 歳以下の方に定める特定疾病を持つ要介護及び要支援認定申請者	
記録情報の収集方法	本人、代理人、親族、主治医、その他認定関係者	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	館林市外五町介護認定審査会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）館林市保健福祉部介護保険課	
	（所在地）〒374-8501 群馬県館林市城町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考	—	

作成日（最終修正日）：令和 5 年 1 月 1 8 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】健康推進課・地域医療係

個人情報ファイルの名称	デジタル庁ワクチン接種記録システム（VRS）	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉部健康推進課	
個人情報ファイルの利用目的	新型コロナワクチン接種に係る接種履歴等管理	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 接種券番号、4 接種履歴	
記録範囲	接種券発行対象者（市民以外の者含む）	
記録情報の収集方法	接種券発行対象者	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）館林市保健福祉部健康推進課	
	（所在地）〒374-0029 館林市仲町 14 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 6 年 4 月 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】健康推進課・地域医療係

個人情報ファイルの名称	診療報酬明細書	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉部健康推進課	
個人情報ファイルの利用目的	診療報酬請求のため	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日、4 保険証記号番号、5 傷病名	
記録範囲	受診者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	群馬県国民健康保険団体連合会 社会保険診療報酬支払基金	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 館林市保健福祉部健康推進課	
	(所在地) 〒374-0029 館林市仲町 14 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 6 年 4 月 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】健康推進課健康づくり係

個人情報ファイルの名称	館林市 LINE 予約システム（salesforce）	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉部健康推進課	
個人情報ファイルの利用目的	健康診査・がん検診に係る予約管理	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 年齢、4 性別、5 宛名番号、6 予約内容	
記録範囲	市民	
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）館林市保健福祉部健康推進課	
	（所在地）〒374-0029 館林市仲町 14 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 6 年 4 月 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】 健康推進課健康づくり係

個人情報ファイルの名称	G. BeU（健康管理システム）	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉部健康推進課	
個人情報ファイルの利用目的	健診通知発行事務に関する事務のため	
記録項目	1. 宛名番号、2. 漢字氏名、3. 生年月日、4. 年齢、5. 性別、6. 行政区、7. 住所、8. 住民状態	
記録範囲	市内在住の健（検）診の対象者	
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 館林市保健福祉部健康推進課	
	(所在地) 〒374-0029 館林市仲町 14 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 6 年 4 月 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】 健康推進課健康づくり係

個人情報ファイルの名称	G. BeU（健康管理システム）	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉部健康推進課	
個人情報ファイルの利用目的	成人健診(生活習慣病健診、胸部検診、大腸がん検診、胃がん検診、子宮頸がん、乳がん検診、骨粗鬆症検診、胃がんリスク検診、肝炎ウイルス検診、前立腺がん検診、歯周病検診)に関する事務のため	
記録項目	1. 受診者氏名、2. 宛名番号、3. 生年月日、4. 性別、5. 行政区、6. 住所、7. 住民状態、8. 電話番号、9. 一次検診結果(受診日、医療機関、受診結果)、10. 二次(精密)検診結果(受診日、医療機関、受診結果)	
記録範囲	健(検)診の対象者および受診者	
記録情報の収集方法	医療機関、本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 館林市保健福祉部健康推進課 (所在地) 〒374-0029 館林市仲町 14 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 6 年 4 月 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】 健康推進課健康づくり係

個人情報ファイルの名称	G. BeU（健康管理システム）	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉部健康推進課	
個人情報ファイルの利用目的	成人健康相談（ヘルスアップ相談会等）の実施に係る事務のため	
記録項目	1. 宛名番号、2. 漢字氏名、3. 生年月日、4. 年齢、5. 性別、6. 行政区、7. 住所、8. 電話番号、9. 相談実施日、10. 相談内容	
記録範囲	成人健康相談参加者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）館林市保健福祉部健康推進課 （所在地）〒374-0029 館林市仲町 14 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 6 年 4 月 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】 健康推進課健康づくり係

個人情報ファイルの名称	G. BeU（健康管理システム）	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉部健康推進課	
個人情報ファイルの利用目的	成人健康教室（健診結果相談会等）の実施に係る事務のため	
記録項目	1. 宛名番号、2. 漢字氏名、3. 生年月日、4. 年齢、5. 性別、6. 行政区、7. 住所、8. 電話番号、9. 実施日、10. 実施結果	
記録範囲	成人健康教室に参加した者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）館林市保健福祉部健康推進課	
	（所在地）〒374-0029 館林市仲町 14 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 6 年 4 月 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】健康推進課母子保健係

個人情報ファイルの名称	G. BeU（健康管理システム）	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉部健康推進課	
個人情報ファイルの利用目的	妊娠届及び母子健康手帳の交付、妊産婦健康診査、妊婦歯科検診、新生児聴覚検査、妊娠・出産包括支援事業、母子保健コーディネーター事業の実施のため	
記録項目	1 宛名番号、2 氏名、3 生年月日、4 電話番号、5 世帯構成、6 職業、7 国籍、8 婚姻、9 出産予定日、10 出産歴、11 実施医療機関、12 胎児数、13 届出日、14 実施結果（妊産婦健診、妊婦歯科検診、新生児聴覚検査、訪問）	
記録範囲	妊婦、妊婦の夫（パートナー）、乳幼児	
記録情報の収集方法	本人、保護者（児の場合）、医療機関	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）館林市保健福祉部健康推進課	
	（所在地）〒374-0029 群馬県館林市仲町 14-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 6 年 4 月 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】健康推進課母子保健係

個人情報ファイルの名称	G. BeU（健康管理システム）	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉部健康推進課	
個人情報ファイルの利用目的	乳幼児健康診査、乳幼児訪問・相談、母子健康教育又は母子健康教室の実施に関する事務のため	
記録項目	1 宛名番号、2 氏名、3 住所、4 性別、5 生年月日、6 電話番号、7 世帯構成、8 実施日、9 実施結果（健診、訪問、相談、健康教育）	
記録範囲	乳幼児、乳幼児の保護者	
記録情報の収集方法	本人、保護者	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）館林市保健福祉部健康推進課	
	（所在地）〒374-0029 群馬県館林市仲町 14-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 6 年 4 月 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】健康推進課地域医療係・母子保健係

個人情報ファイルの名称	予防接種費用助成申請書	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉部健康推進課	
個人情報ファイルの利用目的	定期接種及び任意接種の費用助成にかかる事務のため	
記録項目	1 宛名番号、2 申請者氏名、3 申請者住所、4 申請者電話番号、5 被接種者氏名、6 被接種者性別、7 被接種者生年月日、8 予防接種情報（ワクチン名、ロット番号、接種年月日、接種医療機関、接種医師名）、9 口座情報	
記録範囲	該当の予防接種の費用助成の申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人、予防接種を受ける者の保護者	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）館林市保健福祉部健康推進課	
	（所在地）〒374-0029 群馬県館林市仲町 14-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 6 年 4 月 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】健康推進課地域医療係・母子保健係

個人情報ファイルの名称	G. BeU（健康管理システム）	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉部健康推進課	
個人情報ファイルの利用目的	定期および臨時予防接種の実施にかかる事務のため	
記録項目	1 宛名番号、2 被接種者氏名、3 被接種者住所、4 被接種者性別、5 被接種者生年月日、6 被接種者電話番号、7 予防接種情報（ワクチン名、ロット番号、接種年月日、接種医療機関、接種医師名）	
記録範囲	当該予防接種の対象となる者	
記録情報の収集方法	本人、予防接種を受ける者の保護者、医療機関	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）館林市保健福祉部健康推進課	
	（所在地）〒374-0029 群馬県館林市仲町 14-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 6 年 4 月 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【保険年金課・国保係】

個人情報ファイルの名称	国民健康保険加入者一覧ファイル	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉部保険年金課	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険事業における資格得喪・給付・賦課及び特定健康診査（人間ドック）を行うために利用する	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 性別、4 住所、5 国保資格得喪日、6 証発行履歴、7 世帯情報（収入等）	
記録範囲	本市の国民健康保険に加入している、または加入したことがある者	
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	国保情報集約システム	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）館林市 保険年金課	
	（所在地）〒374-0018 群馬県館林市城町 1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考	-	

作成日（最終修正日）：令和 5 年 2 月 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【保険年金課・給付年金係】

個人情報ファイルの名称	特定健診等データ管理システム	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉部保険年金課	
個人情報ファイルの利用目的	特定健診や人間ドックを受けた被保険者数を把握するため	
記録項目	1 保険証番号、2 生年月日、3 性別、4 健診実施年月日、5 健診機関、6 検査結果（各検査項目ごと）	
記録範囲	群馬県の後期高齢者医療保険に加入しており、特定健診及び保人間ドックを受けた者	
記録情報の収集方法	特定健診及び人間ドック結果	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）館林市 保険年金課	
	（所在地）〒374-0018 群馬県館林市城町 1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考	-	

作成日（最終修正日）：令和 5 年 2 月 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【保険年金課・給付年金係】

個人情報ファイルの名称	福祉医療費助成事務ファイル	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	館林市役所保険年金課	
個人情報ファイルの利用目的	福祉医療費助成事業の事務処理のため	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 性別、4 住所、5 連絡先、6 世帯状況、7 健康保険証に関する事項、8 証発行履歴、9 世帯情報（収入等）、10 預金口座番号、11 医療費助成給付実績	
記録範囲	福祉医療費助成対象者（対象者であった者も含む）	
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳、	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	群馬県国民健康保険団体連合会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）館林市 保険年金課	
	（所在地）〒374-0018 群馬県館林市城町 1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 1 月 2 3 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】子育て支援課 子育て支援係

個人情報ファイルの名称	児童扶養手当受給者台帳	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉部こども局子育て支援課	
個人情報ファイルの利用目的	児童扶養手当支給審査事務における本人の資格審査のために利用する。	
記録項目	1 受給者情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、所得、勤務先、個人番号、年金受給状況）、2 児童情報（氏名、生年月日、性別、住所、続柄、個人番号）、3 扶養義務者情報（氏名、生年月日、性別、住所、続柄、所得、個人番号、年金受給状況）、4 支給額、5 支払金融機関、6 事由発生年月日、7 該当事由	
記録範囲	児童扶養手当を申請し、認定となった者	
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム、税情報システム、他市町村（マイナンバー制度における情報連携を含む）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	他市町村	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）館林市保健福祉部こども局子育て支援課	
	（所在地）〒374-8501 館林市城町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和6年5月13日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】子育て支援課 子育て支援係

個人情報ファイルの名称	児童手当受給者台帳	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉部こども局子育て支援課	
個人情報ファイルの利用目的	児童手当及び特例給付の支給事務を行うため	
記録項目	1 受給者情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、個人番号、被用区分、加入年金の種別）、2 配偶者情報（氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、被用区分）、3 児童情報（氏名、生年月日、性別、住所、続柄）、4 所得情報、5 支給区分、6 支払情報（支払金額、徴収情報）、7 口座情報	
記録範囲	児童手当の受給者、配偶者、児童	
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム、税情報システム、年金情報システム、他市町村（マイナンバー制度における情報連携）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	他市町村（マイナンバー制度における情報連携）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）館林市保健福祉部こども局子育て支援課	
	（所在地）〒374-8501 館林市城町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年1月18日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】子育て支援課 子育て支援係

個人情報ファイルの名称	子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）給付対象者名簿	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉部こども局子育て支援課	
個人情報ファイルの利用目的	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給審査事務のために利用する。	
記録項目	1 受給者情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、児童扶養手当証書番号）、2 児童情報（氏名、生年月日、性別、住所、続柄）、3 支給額、4 支払金融機関	
記録範囲	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）を支給した者	
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム、税情報システム、児童扶養手当システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）館林市保健福祉部こども局子育て支援課	
	（所在地）〒374-8501 館林市城町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年1月18日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】子育て支援課 子育て支援係

個人情報ファイルの名称	子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）給付対象者名簿	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉部こども局子育て支援課	
個人情報ファイルの利用目的	子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）支給事務のために利用する。	
記録項目	1 支給対象者情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、個人番号、課税の有無、所得（収入）額、児童手当受給状況）、2 配偶者情報（氏名、生年月日、住所、所得（収入）額）、3 支給対象児童情報（氏名、生年月日、性別、住所）、4 支給日、5 支給額、6 振込口座	
記録範囲	子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）を支給した者、配偶者及び支給対象児童	
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム、税情報システム、児童手当システム、他市町村（マイナンバー制度における情報連携）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）館林市保健福祉部こども局子育て支援課	
	（所在地）〒374-8501 館林市城町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年1月18日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】 子育て支援課 子育て支援係

個人情報ファイルの名称	令和３年度子育て世帯への臨時特別給付金支給対象者名簿	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉部こども局子育て支援課	
個人情報ファイルの利用目的	令和３年度子育て世帯への臨時特別給付金支給事務のために利用する。	
記録項目	1 支給対象者情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、児童手当受給状況、所得）、2 配偶者情報（氏名、生年月日、住所、所得）、3 支給対象児童情報（氏名、生年月日、性別、住所）、4 支給日、5 支給額、6 振込口座	
記録範囲	令和３年度子育て世帯への臨時特別給付金を支給した者、配偶者及び支給対象児童	
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム、児童手当システム、税情報システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）館林市保健福祉部こども局子育て支援課	
	（所在地）〒374-8501 館林市城町１番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和５年１月１８日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】子育て支援課 子育て支援係

個人情報ファイルの名称	こども誕生祝金支給台帳	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉部こども局子育て支援課	
個人情報ファイルの利用目的	こども誕生祝金支給事務のために利用する。	
記録項目	1 支給対象者情報（氏名、住所、電話番号）、2 出生児情報（氏名、生年月日、住所）、3 父母情報（氏名、生年月日、住所）、4 兄弟児情報（氏名、生年月日）、5 振込口座、6 支給日、7 支給額	
記録範囲	こども誕生祝金を支給した者、配偶者、出生児及び兄弟児	
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）館林市保健福祉部こども局子育て支援課	
	（所在地）〒374-8501 館林市城町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年1月18日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】子育て支援課 子育て支援係

個人情報ファイルの名称	令和４年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）給付対象者名簿	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉部こども局子育て支援課	
個人情報ファイルの利用目的	令和４年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）支給事務のために利用する。	
記録項目	1 支給対象者情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、個人番号、課税の有無、所得（収入）額、児童手当受給状況）、2 配偶者情報（氏名、生年月日、住所、所得（収入）額）、3 支給対象児童情報（氏名、生年月日、性別、住所）、4 支給日、5 支給額、6 振込口座	
記録範囲	令和４年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）を支給した者、配偶者及び支給対象児童	
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム、税情報システム、児童手当システム、他市町村（マイナンバー制度における情報連携）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）館林市保健福祉部こども局子育て支援課	
	（所在地）〒374-8501 館林市城町１番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和５年１月１８日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】子育て支援課 子育て支援係

個人情報ファイルの名称	こども・子育て応援給付金給付対象者名簿	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉部こども局子育て支援課	
個人情報ファイルの利用目的	こども・子育て応援給付金給付事務のために利用する。	
記録項目	1 給付対象者情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金受給状況）、2 配偶者情報（氏名、生年月日、住所、令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金受給状況）、3 支給対象児童情報（氏名、生年月日、性別、住所）、4 支給日、5 支給額、6 振込口座	
記録範囲	こども・子育て応援給付金を給付した者、配偶者及び支給対象児童	
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム、児童手当システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）館林市保健福祉部こども局子育て支援課	
	（所在地）〒374-8501 館林市城町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年1月18日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】子育て支援課 子育て支援係

個人情報ファイルの名称	令和２年度子育て世帯への臨時特別給付金支給対象者名簿	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉部こども局子育て支援課	
個人情報ファイルの利用目的	令和２年度子育て世帯への臨時特別給付金支給事務のために利用する。	
記録項目	1 支給対象者情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、児童手当受給状況）、2 支給対象児童情報（氏名、生年月日、性別、住所）、3 支給日、4 支給額、5 振込口座	
記録範囲	令和２年度子育て世帯への臨時特別給付金を支給した者及び支給対象児童	
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム、児童手当システム、公務員所属庁	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）館林市保健福祉部こども局子育て支援課	
	（所在地）〒374-8501 館林市城町１番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和５年１月１８日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】子育て支援課 子育て支援係

個人情報ファイルの名称	令和２年度ひとり親世帯臨時特別給付金支給対象者名簿	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉部こども局子育て支援課	
個人情報ファイルの利用目的	令和２年度ひとり親世帯臨時特別給付金支給事務のために利用する。	
記録項目	1 受給者情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、児童扶養手当証書番号）、2 児童情報（氏名、生年月日、性別、住所、続柄）、3 支給額、4 支払金融機関	
記録範囲	令和２年度ひとり親世帯臨時特別給付金を支給した者	
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム、税情報システム、児童扶養手当システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）館林市保健福祉部こども局子育て支援課	
	（所在地）〒374-8501 館林市城町１番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和５年１月１８日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】 子育て支援課 子育て支援係

個人情報ファイルの名称	令和 5 年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分） 給付対象者名簿	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉部こども局子育て支援課	
個人情報ファイルの利用目的	令和 5 年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分） 支給事務のために利用する。	
記録項目	1 支給対象者情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、個人番号、課税の有無、所得（収入）額、児童手当受給状況）、2 配偶者情報（氏名、生年月日、住所、所得（収入）額）、3 支給対象児童情報（氏名、生年月日、性別、住所）、4 支給日、5 支給額、6 振込口座	
記録範囲	令和 5 年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）を支給した者、配偶者及び支給対象児童	
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム、税情報システム、児童手当システム、他市町村（マイナンバー制度における情報連携）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） 館林市保健福祉部こども局子育て支援課	
	（所在地） 〒374-8501 館林市城町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 6 年 3 月 2 5 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】子育て支援課 子育て支援係

個人情報ファイルの名称	令和５年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）給付対象者名簿	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉部こども局子育て支援課	
個人情報ファイルの利用目的	令和５年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事務のために利用する。	
記録項目	1 受給者情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、児童扶養手当証書番号）、2 児童情報（氏名、生年月日、性別、住所、続柄）、3 支給額、4 支払金融機関、5 個人番号	
記録範囲	令和５年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）を支給した者及び支給対象児童	
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム、税情報システム、児童扶養手当システム、マイナンバー制度における情報連携	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）館林市保健福祉部こども局子育て支援課 （所在地）〒374-8501 館林市城町１番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 6 年 8 月 2 7 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】子育て支援課 子育て支援係

個人情報ファイルの名称	令和４年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）給付対象者名簿	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉部こども局子育て支援課	
個人情報ファイルの利用目的	令和４年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事務のために利用する。	
記録項目	1 受給者情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、児童扶養手当証書番号）、2 児童情報（氏名、生年月日、性別、住所、続柄）、3 支給額、4 支払金融機関	
記録範囲	令和４年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）を支給した者及び支給対象児童	
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム、税情報システム、児童扶養手当システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）館林市保健福祉部こども局子育て支援課 （所在地）〒374-8501 館林市城町１番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 6 年 3 月 2 5 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】子育て支援課 子育て支援係

個人情報ファイルの名称	こども加算給付金給付対象者名簿	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉部こども局子育て支援課	
個人情報ファイルの利用目的	こども加算給付金支給事務のために利用する。	
記録項目	1 支給対象者情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、課税の有無）、2 対象世帯員情報（氏名、生年月日、性別、住所、課税の有無）3 支給対象児童情報（氏名、生年月日、性別、住所）、4 支給日、5 支給額、6 振込口座	
記録範囲	こども加算給付金の支給対象者及び支給対象児童	
記録情報の収集方法	本人、こども加算給付金システム、住民基本台帳システム、税情報システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）館林市保健福祉部こども局子育て支援課 （所在地）〒374-8501 館林市城町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和6年3月26日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】 こども課・幼保運営係

個人情報ファイルの名称	子育て支援システム	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉部こども局こども課	
個人情報ファイルの利用目的	保育所入所事務及び保育料徴収事務、子どものための教育・保育給付支給認定事務、子育てのための施設等利用給付認定事務を行うため	
記録項目	1 認定申請書情報（申請者氏名、児童名、住所、認定番号、生年月日、性別、個人番号、連絡先）、2 認定情報、3 世帯の状況、4 利用を希望する特定教育・保育施設	
記録範囲	児童、保護者	
記録情報の収集方法	保護者	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）館林市総務部行政課	
	（所在地）〒374-8501 群馬県館林市城町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年1月30日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】 こども課・幼保運営係

個人情報ファイルの名称	保育所入所事務及び保育料徴収事務	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉部こども局こども課	
個人情報ファイルの利用目的	保育所入所事務及び保育料徴収事務のため	
記録項目	1 保護者名、2 児童名、3 住所、4 児童生年月日、5 利用期間、6 利用区分、7 利用形態	
記録範囲	児童、保護者	
記録情報の収集方法	保護者	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 館林市総務部行政課	
	(所在地) 〒374-8501 群馬県館林市城町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 6 年 5 月 13 日

個人情報ファイル簿（単票）

【農業委員会事務局・農地係】

個人情報ファイルの名称	農家台帳システム	
行政機関等の名称	館林市農業委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	経済部農業委員会事務局	
個人情報ファイルの利用目的	農業委員会事務局事務事業を行うため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 年齢、5 土地の所在、6 地積、7 登記地目、8 現況地目、9 権利設定の内容	
記録範囲	農地所有者、農地耕作者、及びその世帯員	
記録情報の収集方法	住民基本台帳システム、税務課資産税係、本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 館林市農業委員会事務局	
	(所在地) 〒374-8501 館林市城町1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(該当なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(該当なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(該当なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(該当なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和6年1月19日

個人情報ファイル簿（単票）

【農業委員会事務局・農地係】

個人情報ファイルの名称	利用権設定	
行政機関等の名称	館林市農業委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	経済部農業委員会事務局	
個人情報ファイルの利用目的	利用権設定等促進事業を行うため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 権利を設定する土地、5 権利設定の内容、6 本人以外の権限者の氏名、7 借り手の営農状況	
記録範囲	農地所有者、農地耕作者	
記録情報の収集方法	本人、農家台帳システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 館林市農業委員会事務局	
	(所在地) 〒374-8501 館林市城町1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和6年1月19日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】 農業振興課・農業振興係

個人情報ファイルの名称	転作システム	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	経済部農業振興課	
個人情報ファイルの利用目的	転作システム上で水田台帳を整備・管理することにより、水田の耕作状況を把握し、経営所得安定対策の事務を行うため。	
記録項目	1 耕作者情報（氏名カナ、氏名、住所、電話番号、携帯番号）、2 耕作情報（地番、現況、耕作面積、作付作物、水田区分）、3 口座情報	
記録範囲	水田耕作者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	国、他市町村、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、農業共済組合	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）館林市行政課	
	（所在地）〒374-8501 館林市城町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年1月4日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】商工課・商業振興係

個人情報ファイルの名称	たてばやし飲食店応援里沼グルメ券申込者一覧	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	経済部商工課商業振興係	
個人情報ファイルの利用目的	たてばやし飲食店応援里沼グルメ券申込者の情報管理	
記録項目	1. 申込番号、2. 氏名、3. 郵便番号、4. 住所、5. 電話番号、6. 生年月日、7. メールアドレス、8. 購入希望数、9. 抽選結果	
記録範囲	たてばやし飲食店応援里沼グルメ券申込者	
記録情報の収集方法	たてばやし飲食店応援里沼グルメ券申込書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 館林市総務部行政課	
	(所在地) 〒374-8501 群馬県館林市城町 1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 1 月 2 4 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】 商工課・工業振興係

個人情報ファイルの名称	◎【最新】申請台帳（リフォーム）_共有	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	経済部商工課工業振興係	
個人情報ファイルの利用目的	館林市住宅リフォーム資金助成及び館林市多世代同居支援助成事務を行うため	
記録項目	1 申請者、2 住所、3 工事期間、4 築年数、5 工事対象額、6 申請額、7 確定額、8 申請書受理日、9 交付決定日、10 工事完了報告日、11 確定通知日付、12 領収金額、13 工事業者	
記録範囲	住宅リフォーム及び多世代同居助成金申請者	
記録情報の収集方法	本人又は代理人、収納係、資産税係、戸籍係	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）館林市総務部行政課	
	（所在地）〒374-8501 館林市城町 1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 1 月 2 4 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】 商工課・工業振興係

個人情報ファイルの名称	事業継続意識調査業務送付者一覧	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	経済部商工課工業振興係	
個人情報ファイルの利用目的	事業継続意識調査業務被送付者の情報管理	
記録項目	1 返信：1、2 不達・拒否：0、3 通番、4 電話番号、5 方書、6 漢字掲載名、7 備考	
記録範囲	事業継続意識調査業務被送付者	
記録情報の収集方法	事業継続意識調査業務被送付者	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 館林市経済部商工課	
	(所在地) 〒374-8501 館林市城町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年1月24日

個人情報ファイルの名称	開発行為許可事務及び建築許可事務にかかる開発登録簿台帳データベース
行政機関等の名称	館林市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市建設部都市計画課
個人情報ファイルの利用目的	開発行為許可事務の為
記録項目	1 申請条項、2 開発登録簿番号、3 受付年月日、4 使用者、5 手数料、6 申請人①住所、7 申請人①氏名、8 申請人②住所、9 申請人②氏名、10 開発区域の地名①、11 地番①、12 開発区域の地名②、13 地番②、14 予定建築物の用途、15 該当条号、16、開発区域の面積、17 地区、区域等、18 法第 41 条第 1 項の制限内容、19 公共施設の種類、20 公共施設の位置・区域、21 工事施行者住所、22 工事施工者氏名、23 許可年月日、24 許可番号、25 検査日①、26 検査済証交付日①、27 検査済番号①、28 検査日②、29 検査済証交付日②、30 検査済番号②、31 完了公告日、32 完了公告番号、33 完了公告日②、34 完了公告-号②、35 変更①使用者、36 変更①開発区域の地名、地番①、37 変更①開発区域の地名、地番②、38 変更①予定建築物の用途、39 変更①該当条号、40 変更①開発区域の面積、41 変更①許可年月日、42 変更①許可番号、43 変更②使用者、44 変更②開発区域の地名、地番①、45 変更②開発区域の地名、地番②、46 変更②予定建築物の用途、47 変更②該当条号、48 変更②開発区域の面積、49 変更②許可年月日、50 変更②許可番号、51 継承①承継人①住所、52 継承①承継人①氏名、53 継承①承継人②住所、54 継承①承継人②氏名、55 継承②承継人①住所、56 継承②承継人①氏名、57 継承②承継人②住所、58 継承②承継人②氏名、59 第 4 2 条①住所①、60 第 4 2 条①氏名①、61 第 4 2 条①住所②、62 第 4 2 条①氏名②、63 第 4 2 条①地名、地番①、64 第 4 2 条①地名、地番②、65 第 4 2 条①予定建築物の用途、66 第 4 2 条①該当条号、67 第 4 2 条①開発区域の面積、68 第 4 2 条①許可年月日、69 第 4 2 条①許可番号、70 第 4 2 条②住所①、71 第 4 2 条②氏名①、72 第 4 2 条②住所②、73 第 4 2 条②氏名①、74 第 4 2 条②地名、地番①、75 第 4 2 条②地名、地番②、76 第 4 2 条②予定建築物の用途、77 第 4 2 条②該当条号、78 第 4 2 条②開発区域の面積、79 第 4 2 条②許可年月日、80 第 4 2 条②許可番号、81 第 4 2 条③住所①、82 第 4 2 条③氏名①、83 第 4 2 条③住所②、84 第 4 2 条③氏名②、85 第 4 2 条③地名、地番①、86 第 4 2 条③地名、地番②、87 第 4 2 条③予定建築物の用途、88 第 4 2 条③該当条号、89 第 4 2 条③開発区域の面積、90 第 4 2 条③許可年月日 91、第 4 2 条③許可番号、92 土地利用計画図（データ化）、93 G I S 入力、94 公共施設の帰属の状況
記録範囲	許可申請者
記録情報の収集方法	開発行為許可申請書
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—

開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 館林市総務部行政課	
	(所在地) 〒374-8501 館林市城町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施無し)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施無し)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施無し)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施無し)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年1月20日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】都市計画課・計画指導係

個人情報ファイルの名称	開発行為許可事務及び建築許可事務にかかる開発相談記録簿	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市建設部都市計画課	
個人情報ファイルの利用目的	開発行為許可事務の為	
記録項目	1 日付、2 区域、3 用途、4 条項、5 相談者（氏名・連絡先）、6 質問、7 確認・回答案	
記録範囲	開発許可相談者	
記録情報の収集方法	名刺又はメモ用紙に記入	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）館林市総務部行政課	
	（所在地）〒374-8501 館林市城町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施無し）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施無し）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施無し）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施無し）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年1月20日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】都市計画課・施設計画係

個人情報ファイルの名称	地籍調査事業実施に係る登記情報関連データ	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市建設部都市計画課	
個人情報ファイルの利用目的	地籍調査事業を実施するため	
記録項目	1 大字、2 小字、3 地番、4 登記地目、5 登記地積、6 登記簿所有者、7 登記簿所有者住所、8 登記の所有権に関する事項、9 登記の所有権以外の権利に関する事項、10 土地所有者に関する連絡先、11 土地所有者の利害関係者に関する連絡先	
記録範囲	地籍調査実施地区の土地所有者、土地所有者の利害関係者	
記録情報の収集方法	法務局、本人又は代理人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 館林市総務部行政課	
	(所在地) 〒374-8501 館林市城町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	個人情報ファイルの種別
	政令第21条第7項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施無し)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施無し)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施無し)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施無し)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考	登記に係る事項を基にし、事業実施のために知り得た個人情報を補完してまとめた個人情報ファイル。	

作成日（最終修正日）：令和6年5月13日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】都市計画課・施設計画係

個人情報ファイルの名称	地籍調査事業実施に係る相続人調査データ	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市建設部都市計画課	
個人情報ファイルの利用目的	地籍調査事業を実施するにあたり現在の土地の管理者等を調査するため	
記録項目	1 氏名、 2 住所、 3 本籍地、 4 生年月日、 5 死亡日、 6 婚姻及び離婚の日、 7 相続人の配偶者の有無、 8 相続人の子の有無	
記録範囲	地籍調査実施地区の土地所有者	
記録情報の収集方法	住民基本台帳システム、公用請求により官公署等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 館林市総務部行政課	
	(所在地) 〒374-8501 館林市城町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施無し)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施無し)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施無し)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施無し)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和6年5月13日

個人情報ファイル簿（単票）

【道路河川課・管理係】

個人情報ファイルの名称	寄附台帳	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市建設部 道路河川課	
個人情報ファイルの利用目的	所有権移転登記および地目変更登記のため	
記録項目	1 整理番号、2 住所、3 氏名、4 電話番号、5 地番	
記録範囲	土地の寄附を申し出た者	
記録情報の収集方法	本人、代理人（委任を受けた者）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）館林市 都市建設部 道路河川課	
	（所在地）〒374-8501 館林市城町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	□法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年1月20日

個人情報ファイル簿（単票）

【道路河川課・維持係】

個人情報ファイルの名称	排水放流同意者ファイル	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市建設部 道路河川課	
個人情報ファイルの利用目的	道路、公共物（水路）等の適正管理のため	
記録項目	1 整理番号、2 住所、3 氏名、4 電話番号、5 地番	
記録範囲	排水放流同意を受けた者	
記録情報の収集方法	本人、代理人（委任を受けた者）、官公署。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）館林市 都市建設部 道路河川課	
	（所在地）〒374-8501 館林市城町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年1月20日

個人情報ファイル簿（単票）

【道路河川課・維持係】

個人情報ファイルの名称	道路占用者ファイル	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市建設部 道路河川課	
個人情報ファイルの利用目的	道路法に基づく道路管理及び道路占用料の徴収をするため。	
記録項目	1 整理番号、2 住所、3 氏名、4 電話番号、5 地番	
記録範囲	道路占用者	
記録情報の収集方法	本人、代理人（委任を受けた者）、官公署	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 館林市 都市建設部 道路河川課	
	(所在地) 〒374-8501 館林市城町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年1月20日

個人情報ファイル簿（単票）

【道路河川課・維持係】

個人情報ファイルの名称	公共物使用許可者ファイル	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市建設部 道路河川課	
個人情報ファイルの利用目的	公共物使用等に関する条例に基づき水路等を管理するため	
記録項目	1 整理番号、2 住所、3 氏名、4 電話番号、5 地番	
記録範囲	公共物使用者	
記録情報の収集方法	本人、代理人（委任を受けた者）、官公署。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 館林市 都市建設部 道路河川課	
	(所在地) 〒374-8501 館林市城町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年1月20日

個人情報ファイル簿（単票）

【道路河川課・管理係】

個人情報ファイルの名称	公共物用途廃止申請書	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市建設部 道路河川課	
個人情報ファイルの利用目的	所有権等権利関係を把握するため	
記録項目	1 整理番号、2 住所、3 氏名、4 電話番号、5 地番	
記録範囲	市の所有土地の払下げ希望を申し出た者、隣接地権者	
記録情報の収集方法	本人、代理人（委任を受けた者）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）館林市 都市建設部 道路河川課	
	（所在地）〒374-8501 館林市城町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	□法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年1月20日

個人情報ファイル簿（単票）

【道路河川課・管理係】

個人情報ファイルの名称	土地売買地権者一覧	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市建設部 道路河川課	
個人情報ファイルの利用目的	土地売買・交換契約締結・所有権移転等登記のため	
記録項目	1 整理番号、2 住所、3 氏名、4 電話番号、5 地番	
記録範囲	土地の売買契約を締結した者	
記録情報の収集方法	本人、代理人（委任を受けた者）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 館林市 都市建設部 道路河川課	
	(所在地) 〒374-8501 館林市城町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年1月20日

個人情報ファイル簿（単票）

【道路河川課・維持係】

個人情報ファイルの名称	道路等整備、修繕要望受付簿ファイル	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市建設部 道路河川課	
個人情報ファイルの利用目的	道路、河川、公共物等の整備、修繕の要望を管理し、対応の進捗状況を把握するため。	
記録項目	1 整理番号、2 住所、3 氏名、4 電話番号 5 地番	
記録範囲	要望者	
記録情報の収集方法	要望者	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 館林市 都市建設部 道路河川課	
	(所在地) 〒374-8501 館林市城町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年1月20日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】建築課住宅施設係

個人情報ファイルの名称	市営住宅入居者台帳	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市建設部建築課	
個人情報ファイルの利用目的	市営住宅入居者情報を管理するため	
記録項目	1 入居者氏名、2 入居者生年月日、3 入居者性別、4 入居者職業、5 入居者連絡先、6 入居者収入及び所得、7 家賃、8 住宅名、9 連帯保証人氏名、10 連帯保証人生年月日、11 連帯保証人性別、12 連帯保証人職業、13 連帯保証人連絡先、14 連帯保証人収入及び所得、15 入居者本籍地、16 入居者障がいの有無	
記録範囲	入居者および連帯保証人	
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム、公用請求により官公署	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 館林市都市建設部建築課	
	(所在地) 〒374-8501 館林市城町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和6年5月13日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】建築課住宅施設係

個人情報ファイルの名称	市営住宅退去者綴	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市建設部建築課	
個人情報ファイルの利用目的	市営住宅退去者の情報を管理するため	
記録項目	1 入居者氏名、2 入居者生年月日、3 入居者性別、4 入居者職業、5 入居者連絡先、6 入居者収入及び所得、7 家賃、8 住宅名、9 連帯保証人氏名、10 連帯保証人生年月日、11 連帯保証人性別、12 連帯保証人職業、13 連帯保証人連絡先、14 連帯保証人収入及び所得、15 入居者本籍地、16 入居者障がいの有無	
記録範囲	退去者および連帯保証人	
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム、公用請求により官公署	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 館林市都市建設部建築課	
	(所在地) 〒374-8501 館林市城町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和6年5月13日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】建築課住宅施設係

個人情報ファイルの名称	収入に関する申告書	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市建設部建築課	
個人情報ファイルの利用目的	市営住宅家賃算定に伴う資料	
記録項目	1 住宅名、2 氏名、3 連絡先、4 勤務先、5 勤務先連絡先、6 生年月日、7 続柄、8 所得金額、9 障がい者手帳等の写し	
記録範囲	入居者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 館林市都市建設部建築課	
	(所在地) 〒374-8501 館林市城町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(該当なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(該当なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(該当なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(該当なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和6年5月13日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】建築課住宅施設係

個人情報ファイルの名称	家賃決定通知書綴	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市建設部建築課	
個人情報ファイルの利用目的	当該年度の家賃を決定したもの	
記録項目	1 住宅名、2 住所、3 入居者氏名、4 入居者所得、5 家賃	
記録範囲	入居者	
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 館林市都市建設部建築課	
	(所在地) 〒374-8501 館林市城町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(該当なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(該当なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(該当なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(該当なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和6年5月13日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】 建築課・建築指導係

個人情報ファイルの名称	建築許可認定台帳	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市建設部建築課	
個人情報ファイルの利用目的	建築許可認定台帳	
記録項目	1. 收受年月日、2. 收受番号、3. 手数料、4. 申請者住所、氏名、5. 建築敷地、地名地番、6. 許可内容、7. 種別（構造、工事種別）、8. 敷地面積、9. 延面積、10. 許可年月日	
記録範囲	申請者	
記録情報の収集方法	本人又は代理人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） 館林市都市建設部建築課	
	（所在地） 〒374-8501 館林市城町 1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 1 月 18 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】建築課・建築指導係

個人情報ファイルの名称	建築確認申請台帳	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市建設部建築課	
個人情報ファイルの利用目的	建築確認申請管理のため	
記録項目	1 整理番号、2 住所、3 氏名、4 電話番号、5 計画建築物の概要	
記録範囲	申請者	
記録情報の収集方法	本人又は代理人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 館林市都市建設部建築課	
	(所在地) 〒374-8501 館林市城町 1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 1 月 18 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】区画整理課・区画整理係

個人情報ファイルの名称	仮換地調書(西部第一南地区)	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市建設部区画整理課	
個人情報ファイルの利用目的	地権者(土地所有者・借地権者)情報を管理するため	
記録項目	1 所有者(借地権者)氏名、2 所有者(借地権者)住所、3 土地の所在(従前地・仮換地)、4 登記地目、5 登記地積、6 基準地積、7 仮換地地積	
記録範囲	土地の所有者・借地権者	
記録情報の収集方法	本人又は代理人、税務課資産税係、法務局	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 館林市総務部行政課	
	(所在地) 〒374-8501 館林市城町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年1月18日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】区画整理課・区画整理係

個人情報ファイルの名称	仮換地調書(西部第二地区)	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市建設部区画整理課	
個人情報ファイルの利用目的	地権者(土地所有者・借地権者)情報を管理するため	
記録項目	1 所有者(借地権者)氏名、2 所有者(借地権者)住所、3 土地の所在(従前地・仮換地)、4 登記地目、5 登記地積、6 基準地積、7 仮換地地積	
記録範囲	土地の所有者・借地権者	
記録情報の収集方法	本人又は代理人、税務課資産税係、法務局	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 館林市総務部行政課	
	(所在地) 〒374-8501 館林市城町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年1月18日

個人情報ファイルの名称	都市再生整備計画策定に係る調査実施のための住民基本台帳データ	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市建設部区画整理課	
個人情報ファイルの利用目的	都市再生整備計画の策定を行う上で、市民に調査を実施するため	
記録項目	1 郵便番号、2 住所、3 氏名、4 年齢、5 性別	
記録範囲	調査対象者（住民基本台帳から無作為に抽出した調査条件に合致する市民）	
記録情報の収集方法	住民基本台帳システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）館林市総務部行政課	
	（所在地）〒374-8501 館林市城町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施無し）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施無し）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施無し）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施無し）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考	都市再生整備計画を策定時に適宜調査を実施。 調査毎に属性変更あり。	

個人情報ファイル簿（単票）

【下水道課】

個人情報ファイルの名称	受益者負担金受益者名簿（GBeU）	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市建設部下水道課	
個人情報ファイルの利用目的	受益者負担金賦課対象者を把握するために利用する	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 地積、4 受益者負担金	
記録範囲	受益者申告書を提出した者（平成元年度以降）	
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）館林市都市建設部下水道課	
	（所在地）〒374-8501 群馬県館林市城町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年1月19日

個人情報ファイル簿（単票）

【下水道課】

個人情報ファイルの名称	水洗便所改造資金貸付金台帳	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市建設部下水道課	
個人情報ファイルの利用目的	水洗便所改造資金貸付金の借受人を把握するために利用する	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 貸付額、5 口座情報	
記録範囲	水洗便所改造資金貸付申込みした者（昭和48年度以降）	
記録情報の収集方法	水洗便所改造資金貸付申込書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	関係金融機関	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）館林市都市建設部下水道課	
	（所在地）〒374-8501 群馬県館林市城町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☒ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年1月19日

個人情報ファイル簿（単票）

【下水道課】

個人情報ファイルの名称	排水設備等申請書ファイル	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市建設部下水道課	
個人情報ファイルの利用目的	公共下水道使用者（変更・中止含）を把握するために利用する	
記録項目	1 氏名、2 住所	
記録範囲	排水設備等工事を申請した者（昭和 4 5 年度以降）	
記録情報の収集方法	排水設備等申請書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）館林市都市建設部下水道課	
	（所在地）〒 3 7 4 - 8 5 0 1 群馬県館林市城町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 1 月 1 9 日

個人情報ファイル簿（単票）

【下水道課】

個人情報ファイルの名称	排水設備等工事完成届ファイル	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市建設部下水道課	
個人情報ファイルの利用目的	公共下水道使用者（変更・中止含）を把握するために利用する	
記録項目	1 氏名、2 住所	
記録範囲	排水設備等工事を申請した者（昭和45年度以降）	
記録情報の収集方法	排水設備等工事完成届	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）館林市都市建設部下水道課	
	（所在地）〒374-8501 群馬県館林市城町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☒ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年1月19日

個人情報ファイル簿（単票）

【下水道課】

個人情報ファイルの名称	下水道台帳（GIS）	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市建設部下水道課	
個人情報ファイルの利用目的	市内下水道管網状況、使用者を把握するために利用する	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 地積、4 受益者負担金賦課状況	
記録範囲	排水設備等工事の申請者（昭和45年度以降）、土地所有者（令和3年現在）、受益者申告書提出者（平成元年以降）	
記録情報の収集方法	排水設備等工事完成届、資産税課税状況、受益者負担金賦課公告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）館林市都市建設部下水道課	
	（所在地）〒374-8501 群馬県館林市城町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年1月19日

個人情報ファイル簿（単票）

【下水道課】

個人情報ファイルの名称	公共下水道使用者（水栓情報システム）	
行政機関等の名称	群馬東部水道企業団 企業長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市建設部下水道課	
個人情報ファイルの利用目的	市内下水道使用者、使用料及び収納状況を把握するために利用する	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 使用料、5 収納額	
記録範囲	公共下水道使用開始（変更・休止）届を提出したもの（平成28年以降）	
記録情報の収集方法	公共下水道使用開始（変更・休止）届、下水道使用料納入済通知書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	群馬東部水道企業団、関係金融機関	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）館林市都市建設部下水道課	
	（所在地）〒374-8501 群馬県館林市城町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考	平成28年度群馬東部水道企業団設立に伴い現システムへ移行	

作成日（最終修正日）：令和5年1月19日

個人情報ファイル簿（単票）

【下水道課】

個人情報ファイルの名称	公共下水道等使用開始・変更・中止届ファイル	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市建設部下水道課	
個人情報ファイルの利用目的	公共下水道等の使用状況を把握するために利用する	
記録項目	1 氏名、2 住所	
記録範囲	公共下水道等使用開始・変更・中止届を提出した者（昭和45年度以降）	
記録情報の収集方法	公共下水道等使用開始・変更・中止届	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）館林市都市建設部下水道課	
	（所在地）〒374-8501 群馬県館林市城町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☒ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年1月19日

個人情報ファイル簿（単票）

【下水道課】

個人情報ファイルの名称	支出事務債権者（公営企業システム）	
行政機関等の名称	館林市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市建設部下水道課	
個人情報ファイルの利用目的	下水道事業における収入支出業務のために利用する	
記録項目	1 債権者氏名、2 住所、3 口座情報	
記録範囲	公営企業会計システムに債権者登録をしたもの（令和2年度以降）	
記録情報の収集方法	請求書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）館林市都市建設部下水道課	
	（所在地）〒374-8501 群馬県館林市城町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考	令和2年度公営企業法適用に伴い現システムへ移行	

作成日（最終修正日）：令和5年1月19日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】教育総務課・総括係

個人情報ファイルの名称	奨学資金申請書	
行政機関等の名称	館林市教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育委員会教育総務課	
個人情報ファイルの利用目的	奨学資金の貸与事務を行うため	
記録項目	1 奨学生情報（氏名、カナ氏名、生年月日、性別、電話番号、郵便番号、住所、本籍、出身学校、出身学校成績、在学学校、家族情報、家族勤務先、家族所得、貸与金額、振込口座、引落口座）、2 保証人情報（氏名、奨学生との続柄、住所、電話番号）	
記録範囲	申請者、保証人（2人）	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）館林市教育委員会教育総務課	
	（所在地）〒374-8501 館林市城町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☒ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年1月30日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】教育総務課・総括係

個人情報ファイルの名称	館林市学生支援給付金申請書兼請求書	
行政機関等の名称	館林市教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育委員会教育総務課	
個人情報ファイルの利用目的	学生支援給付金の給付を行うため	
記録項目	1 給付対象者情報（氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、電話番号、郵便番号、住所、学校名、学年、メールアドレス、給付金額、受給口座） 2 給付対象者が市外在住だった場合は扶養者情報（氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、電話番号、郵便番号、住所、申請者との続柄）	
記録範囲	申請者、扶養者（1人または2人）	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）館林市教育委員会教育総務課	
	（所在地）〒374-8501 館林市城町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☒ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年1月30日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】生涯学習課生涯学習係

個人情報ファイルの名称	市内公民館事業参加者名簿	
行政機関等の名称	館林市教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育委員会生涯学習課	
個人情報ファイルの利用目的	公民館各種講座開催事務のため	
記録項目	1 氏名、2 ふりがな、3 住所、4 生年月日、5 電話番号、6 メールアドレス	
記録範囲	公民館各種講座参加者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 館林市教育委員会生涯学習課	
	(所在地) 〒374-8501 館林市城町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年1月23日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】生涯学習課生涯学習係

個人情報ファイルの名称	市内公民館登録定期利用団体名簿	
行政機関等の名称	館林市教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育委員会生涯学習課	
個人情報ファイルの利用目的	市内公民館定期利用のため	
記録項目	代表者の役職・氏名・ふりがな・住所・自宅電話番号・FAX・携帯番号 事務局の氏名・ふりがな・住所・自宅電話番号・FAX・携帯番号 指導者の氏名・ふりがな・住所・電話番号 会員の氏名・住所・電話番号・役職名	
記録範囲	市内公民館定期利用団体の会員	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 館林市教育委員会生涯学習課	
	(所在地) 〒374-8501 館林市城町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年1月23日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】学校教育課・指導係

個人情報ファイルの名称	児童・生徒名簿	
行政機関等の名称	館林市教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育委員会 学校教育課	
個人情報ファイルの利用目的	就学及び児童生徒指導等に関する事務	
記録項目	1 氏名 2 ふりがな 3 性別 4 生年月日 5 保護者 6 現住所 7 電話番号 8 兄弟姉妹	
記録範囲	市内小中学校に在籍する児童生徒及び保護者	
記録情報の収集方法	市内小中学校	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 館林市教育委員会学校教育課	
	(所在地) 〒374-8501 館林市城町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年1月17日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】学校教育課・学事係

個人情報ファイルの名称	異動連絡票	
行政機関等の名称	館林市教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育委員会 学校教育課	
個人情報ファイルの利用目的	該当学校へ児童生徒の転出入学等異動情報を周知するため	
記録項目	1 学校名（新・旧） 2 異動理由 3 届出・異動日 4 氏名（新・旧） 5 性別 6 学年 7 筆頭者・世帯主氏名 8 住所（新・旧） 9 保護者（新・旧） 10 電話番号 11 備考（異動内容）	
記録範囲	転出入学児童生徒、保護者及び姓の変更のあった児童生徒	
記録情報の収集方法	本人又は代理人、市民課、子育て支援課、その他関係者	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	市内小中学校	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）館林市教育委員会学校教育課	
	（所在地）〒374-8501 館林市城町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和6年5月13日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】学校教育課・学事係

個人情報ファイルの名称	学校指定変更申請・許可書	
行政機関等の名称	館林市教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育委員会 学校教育課	
個人情報ファイルの利用目的	指定の学校以外の学校へ通学を希望する場合に記載してもらうもの	
記録項目	1 児童生徒名 2 学年 3 生年月日 4 住所 5 指定校 6 就学希望校 7 就学希望期間	
記録範囲	学校指定変更を希望する保護者	
記録情報の収集方法	本人、市内小中学校	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	市内小中学校	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 館林市教育委員会学校教育課	
	(所在地) 〒374-8501 館林市城町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和6年5月13日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】学校教育課・学事係

個人情報ファイルの名称	準要保護就学奨励費管理	
行政機関等の名称	館林市教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育委員会 学校教育課	
個人情報ファイルの利用目的	就学援助費の支給申請データを入力し認定作業を行うもの	
記録項目	1 学校 2 学年 3 氏名 4 性別 5 生年月日 6 保護者 7 住所 8 区分 9 申請理由 10 認定内容 11 認定等決定日	
記録範囲	就学援助費の支給申請者	
記録情報の収集方法	本人、市内小中学校	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	市内小中学校	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 館林市総務部行政課	
	(所在地) 〒374-8501 館林市城町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 6 年 5 月 1 3 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】学校教育課・学事係

個人情報ファイルの名称	特別支援教育就学奨励費認定ファイル	
行政機関等の名称	館林市教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育委員会 学校教育課	
個人情報ファイルの利用目的	特別支援教育就学奨励費の支給申請データを入力し認定作業を行うもの	
記録項目	1 学校名 2 学年 3 氏名 4 認定内容 5 備考	
記録範囲	特別支援就学奨励費の支給申請者	
記録情報の収集方法	本人、市内小中学校	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	市内小中学校	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 館林市教育委員会学校教育課	
	(所在地) 〒374-8501 館林市城町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和6年5月13日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】学校教育課・学事係

個人情報ファイルの名称	学齢簿管理システム	
行政機関等の名称	館林市教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育委員会学校教育課	
個人情報ファイルの利用目的	学齢児童生徒の就学管理事務を行うため	
記録項目	1 宛名番号 2 生年月日 3 年齢 4 性別 5 国籍 6 氏名 7 通称 8 行政区・住所 9 学校名・学年 10 入学日・卒業日 11 就学区分・就学状況 12 異動情報 13 保護者情報 14 世帯情報	
記録範囲	市内在住及び市外から通学する市立小中学校児童生徒とその保護者	
記録情報の収集方法	保護者、市内小中学校、市民課、子育て支援課、他市町村	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	市内小中学校、他市町村	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 館林市教育委員会学校教育課	
	(所在地) 〒374-8501 館林市城町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年1月16日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】学校給食センター・給食係

個人情報ファイルの名称	学校給食費徴収事務ファイル	
行政機関等の名称	館林市教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育委員会 学校給食センター	
個人情報ファイルの利用目的	学校給食費の徴収に関わる事務を行うため	
記録項目	1 世帯番号、2 児童生徒情報（カナ氏名、氏名、生年月日、性別、郵便番号、住所、電話番号）、3 保護者情報（カナ氏名、氏名、口座情報）4、徴収状況	
記録範囲	学校給食費の徴収対象者、保護者	
記録情報の収集方法	学校	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）館林市総務部総務課	
	（所在地）〒374-8501 群馬県館林市城町 1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 1 月 2 4 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】図書館・奉仕係

個人情報ファイルの名称	図書館資料利用ファイル	
行政機関等の名称	館林市教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	館林市教育委員会図書館	
個人情報ファイルの利用目的	図書館資料利用事務を行うため	
記録項目	1 利用カード交付申請者情報（氏名、カナ氏名、住所、生年月日、性別、電話番号又は保護者電話番号、メールアドレス、予約ウェブページのログイン用仮パスワード、在勤在学先名称及び所在地及び電話番号、被交付者の保護者氏名及び住所及び電話番号）、2 利用カードの登録番号	
記録範囲	両毛地区に居住又は館林市に通勤・通学している図書館資料館外利用カードの被交付者	
記録情報の収集方法	本人、代理人、保護者（未成年の場合）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）館林市行政課法規統計係	
	（所在地）〒374-8501 群馬県館林市城町 1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考	記録項目の「性別」は令和 3 年 7 月申請分まで、「在勤在学先情報」は利用資格が在勤・在学のときに記録、「保護者情報」は申請者が未成年者のときに記録	

作成日（最終修正日）：令和 5 年 1 月 5 日